

環境法規制・改正情報データベース（以下「環境 LDB」とします）は、株式会社アイシーソフト（以下「ICSOFT」とします）が提供するインターネットを利用した有料情報サービスです。本利用規約は、第 3 条で定める「環境 LDB」を利用される会員（以下「会員」とします）が「環境 LDB」を利用するにあたり、以下の通り利用規約（以下「本規約」とします）を定めます。

第 1 条（適用）

「会員」は、「本規約」の内容を全て同意し、また遵守することに同意したものとします。

第 2 条（本規約の変更）

「ICSOFT」は、事前にサービスのネットワークまたはその他の方法を通じて変更を公表することで、「会員」の承諾を得ることなく「本規約」を変更することができます。

第 3 条（会員登録）

「会員」とは、「本規約」を承諾の上、所定の方法により「環境 LDB」の申込み手続きをした法人または個人で、「ICSOFT」が会員と認めた者をいいます。

1. 会員資格

会員資格を得るには、以下の各条項を全て満たすものとします。

- 利用料金等の支払いを円建て決済でできること
- 「ICSOFT」が定めるインターネット閲覧ソフトが利用可能であること
- 電子メールアドレスを保有していること
- 過去に「本規約」違反等により、会員資格の取り消しが行われていないこと

2. 入会承認と契約の成立

- 「ICSOFT」は、「環境 LDB」に関する所定の方法による申込みおよび前項の規定に基づき、会員として適当と判断した者に対して入会を承認します。
- 「ICSOFT」は、入会を承認した入会希望者に、第 7 条に定める利用料金を請求します。
- 「ICSOFT」は、利用料金の入金を確認した後、入会希望者に「環境 LDB」の利用が可能となる ID とパスワード、または「ICSOFT」が設定するアクセス権（以下「ID 等」とします）を通知します。
- 「ICSOFT」は、「ID 等」を通知する書面の発送日をもって、入会希望者と「ICSOFT」との間に会員契約が成立したものとし、入会希望者を会員登録します。
- 「ICSOFT」は、入会希望者に対し「ICSOFT」が承諾した限りにおいて、利用料金の入金を確認する前に「ID 等」を交付することがあります。この場合において入会希望者は、「環境 LDB」に関わる第 3 条第 2 項第 3 号以外の一切の事項について、「本規約」が適用されることを了承したものとみなします。

3. 入会の不承認及び入会承認の取消

- 「ICSOFT」は、入会希望者が以下のいずれかの項目に該当する場合、入会を承認しないことがあります。
 - 入会申込みをした法人または個人が実在しないとき
 - 入会申込みの内容に虚偽の記載があるとき
 - 入会希望者が過去に第 5 条第 2 項で定める会員資格の中断・取り消しが行われていたとき
 - 「ICSOFT」が入会希望者の会員登録を適当でないと判断したとき
- 「ICSOFT」は、入会承認後であっても、次のいずれかに該当する場合は、入会承認を取り消すことがあります。
 - 本条第 3 項第 1 号のいずれかに該当することが判明したとき
 - 利用料金の請求日から、「ICSOFT」の承認無くして 1 ヶ月以内に利用料金の入金が確認されないとき

第 4 条（登録の変更と利用期間・更新期間）

1. 会員登録の変更

- 「会員」は、「ICSOFT」に登録している会社名、所属部署、所在地、電話番号、電子メールアドレス、その他届出内容に変更があったときは、遅滞なく「ICSOFT」に届出るものとします。
- 「ICSOFT」は、前号の届出がなされることが原因で「会員」に不利益が発生したときは、一切その責任を負わないものとします。

2. 利用期間・更新期間

- 「会員」が「環境 LDB」を利用できる期間（以下「利用期間」とします）は、会員契約成立の日から第 5 条第 1 項による退会日、または第 5 条第 2 項による会員資格の取消日までとします。
- 「ICSOFT」は、「会員」に対し「利用期間」終了の 45 日前まで（以下「更新期間」とします）に、「利用期間」の更新についての意思確認の通知を行います。「会員」から更新の申し出があったときは、「ICSOFT」は更新する「利用期間」の利用料金を請求するとともに、当該「利用期間」の更新を承認します。
- 「ICSOFT」は、前号について利用料金の請求日から、「ICSOFT」の承諾無く、第 7 条第 2 項に定める期間までに利用料金の入金が確認されないときは、更新の承認を取り消し、利用を停止します。この場合、「ICSOFT」は、「会員」に対して更新日から利用を停止した期間の利用料金と入金遅延に関する損害賠償として、当該「会員」の更新にかかわる請求金額の全額を別途請求します。
- 「会員」が、会員契約の「利用期間」を超えて「環境 LDB」の利用を希望するときは、前条の会員登録の手続きを再度必要とします。

第 5 条（退会と会員資格の取消）

1. 退会方法

「ICSOFT」は、「会員」が入会時に選択した「環境 LDB」の「利用期間」の終了日までに更新の申し出が無いときは、「利用期間」の終了日に退会したものとします。

2. 会員資格の中断、取消

「ICSOF」は、「会員」が以下の項目のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく「会員」の会員資格を中断または取り消すことができます。会員資格を取り消した場合は、その決定日時をもって会員契約を終了します。「会員」は、会員資格が中断されたときは中断が解除されるまで、または会員資格が取り消された場合は、その時点以降の「環境 LDB」を利用することはできません。

- (1) 「会員」が第3条第1項に定める会員資格を喪失したとき
- (2) 入会申込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明したとき
- (3) 「会員」が本規約のいずれかに違反したとき
- (4) 「環境 LDB」の利用料金、その他の債務履行を怠ったとき
- (5) 「ICSOF」が「会員」として不適当と判断したとき

3. 会員資格終了の場合の取り扱い

- (1) 「会員」は、本条第1項および第2項により会員資格を喪失したときは、「環境 LDB」を利用することはできません。
- (2) 「会員」は、会員契約が終了した場合も、「環境 LDB」の利用料金、その他債務の支払いを完済しない限り、「本規約」に定められた義務を負うものとします。

第6条 (提供サービスの内容)

1. 提供する情報

「環境 LDB」が提供する情報は、「ICSOF」が独自に調査した環境法規制、条例規制およびその関連情報、「ICSOF」が第三者から使用許可を得て分析した環境法規制、条例規制およびその関連情報、ならびに「ICSOF」が提携した団体または企業から「環境 LDB」で提供を許可された環境法規制、条例規制およびその関連情報（これらを一括して、以下「情報等」とします）とします。

2. 「情報等」の努力義務と内容の不保証

「ICSOF」は、「情報等」について、納入したデータに整合性があること、データ形式として正確性があることへの維持向上に努めるものとします。ただし、「情報等」の内容については、いかなる保証も行いません。

3. 「情報等」の提供の変更

「情報等」は、事前にサービスのネットワークまたはその他の方法を通じて変更を公表することで、「会員」の承諾なしに、提供を停止または変更することができます。

4. 「情報等」の利用範囲

- (1) 「会員」は、「環境 LDB」を通じて入手した「情報等」を私的利用または社内業務の範囲内での利用を超えて、複製、販売、出版等に供する利用をすることはできません。ただし、「ICSOF」およびコンテンツの著作権者が承認した場合はこの限りではありません。
- (2) 「会員」は、「環境 LDB」を通じて入手した「情報等」を「会員」の業務で参考、利用、翻訳する場合は、都度、合法的な方法で参考、利用、翻訳の対象とした「情報等」の名称と出所を明示しなければなりません。
- (3) 「会員」は、本条第4項第1号および第2号について、「会員」が取得した「情報等」を利用した者（以下「情報利用者」とします）にも周知させる義務を負います。

第7条 (料金)

1. 利用料金

- (1) 「会員」は、「環境 LDB」の利用に伴い、「環境 LDB」の Web サイトに掲示する「料金表」に示す利用料金を支払うものとします。
- (2) 「ICSOF」は、支払いを受けた利用料金をいかなる理由があっても返却しないものとします。

2. 支払い

- (1) 「ICSOF」は、本条第1項に基づき算出された金額（+消費税）を「会員」に請求します。
- (2) 「会員」は、前号の請求が届いてから翌月末までに支払うものとします。ただし、事前に「ICSOF」へ申し入れがあり、「ICSOF」がそれを承認したときは、この限りではありません。

第8条 (契約内容の変更)

「会員」は、「更新期間」を除く「利用期間」中に「料金表」に示すオプション変更を希望される場合には「ICSOF」が指定する方法で、「ICSOF」に通知するものとします。「ICSOF」は、オプションを新たに追加する場合においては、追加分の料金を支払うことを条件に、追加した内容を適用します。ただし、「更新期間」を除く「利用期間」中のオプションの取消には対応しないものとし、すでに支払いを受けた利用料金についてはいかなる理由があっても返却しないものとします。

第9条 (ID等の管理責任)

1. 管理

- (1) 「会員」は、「ICSOF」から付与された「ID等」の使用、管理について、全ての責任を持ちます。「ID等」を第三者に譲渡、貸与、開示してはならないものとします。
- (2) 「ICSOF」は、「会員」の「ID等」が他の第三者に使用されたことにより当該「会員」が被る損害については、当該「会員」の故意あるいは過失の有無に拘わらず、いかなる責任も負わないものとします。
- (3) 当該「ID等」によりなされた「環境 LDB」の利用は、当該「会員」によりなされたものとみなし、これに起因して損害が生じたときは、当該「会員」が損害について責任を負うものとします。
- (4) 「会員」は、「ID等」を失念したときは直ちに「ICSOF」に申し出るとともに「ICSOF」の指示に従うものとします。

2. 一時的使用停止と調査への協力

- (1) 「ICSOF」は、「会員」の利用が「環境 LDB」システムの保全性に重大な影響を及ぼすと判断したとき、または「ID等」が当該「会員」によらず第三者によって不正に使用されていることが判明したときは、事前に当該「会員」の了承を得ることなく、当該「会員」の「ID等」を一時的に使用停止にすることがあります。
- (2) 「ICSOF」は、前号の措置を取った場合、当該「会員」にできるだけ速やかに理由を説明するものとし、当該「会員」は、システムの保全性に重大な影響を及ぼした原因の調査、または第三者による不正使用の原因の調査について、「ICSOF」にできる限り協力するものとします。

第 10 条 (知的財産権)

1. 「会員」は、「環境 LDB」を通じて入手した「情報等」、「環境 LDB」で使用しているプログラム、およびその他著作物（以下「知的財産」とします）について、権利者の承諾を得ない限り、いかなる方法においても、著作権法で定める制限を超えて利用することはできません。
2. 「会員」は、「環境 LDB」を通じて入手した「情報等」および「知的財産」について、有償無償にかかわらず権利者の承諾を得ない限り、いかなる方法においても、改造・再配布等を行うことはできません。
3. 「会員」は、「環境 LDB」を通じて入手した「情報等」および「知的財産」の使用権を、第三者に販売、貸与、譲渡、再使用権の設定または担保に供することはできません。
4. 「会員」は、「環境 LDB」を通じて入手した「情報等」および「知的財産」について、一切の商標、商号に関し、「本規約」で許諾されている権利以外、知的財産権の許諾または譲渡が一切なされておらず、何らの権利主張ができないことを承諾します。

第 11 条 (禁止事項)

「会員」は、「環境 LDB」の利用にあたって以下の行為を行わないものとします。また、「情報利用者」にも行わせないものとします。

1. 他の「会員」、第三者、「ICSOF T」または第 6 条第 1 項で定める情報提供元の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害の恐れがある行為
2. 他の「会員」、第三者、「ICSOF T」または第 6 条第 1 項で定める情報提供元の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、および侵害の恐れがある行為
3. 他の「会員」、第三者、「ICSOF T」または第 6 条第 1 項で定める情報提供元に不利益もしくは損害を与える行為、および損害を与える恐れがある一切の行為
4. 「ID 等」を不正に使用する行為
5. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを「環境 LDB」を通じて、または「環境 LDB」に関連して使用し、もしくは提供する行為
6. 「ICSOF T」または第 6 条第 1 項で定める情報提供元の信頼、信用を毀損する行為
7. 「環境 LDB」内の情報を改ざんするなど、「環境 LDB」の運営を妨害する一切の行為
8. 「会員」として有する権利および「会員」たる地位について、第三者に譲渡または担保の目的物として供する行為
9. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、もしくはは市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人、または暴力団等の反社会的勢力と繋がりを持つ行為
10. 「本規約」または法令に違反、もしくは違反する恐れのある行為
11. その他、「会員」として不適切な行為

第 12 条 (サービスの中断、遅延)

1. 「ICSOF T」は、「環境 LDB」のシステム（サーバー、ネットワーク機器、回線等）の保守作業、変更、故障、停止、停電等によりサービスが一時的に中断または遅延させることがあります。「ICSOF T」が予定する事項については、「会員」に対し事前に「環境 LDB」のネットワーク等でお知らせするものとします。
2. 「ICSOF T」は、天災、火災、戦争、暴動、争乱、その他やむを得ない理由でサービスを中断することがあります。
3. 「ICSOF T」は、「環境 LDB」で利用するソフトウェアの不具合が生じた場合に直ちに修正されることに最善を尽くします。ただし、これらについて「会員」に対し、全てを何ら保証するものではありません。

第 13 条 (サービスの中止)

1. 「ICSOF T」は、「会員」に対し事前に通知した上でサービスの提供を中止することができます。ただし、「会員」への通知はサービス提供中止の 90 日前までに行うものとします。
2. 全ての「会員」は、前項の通知が「環境 LDB」のネットワーク上に 90 日間表示された時点で、了承したとみなされることに同意します。

第 14 条 (会員の意思表示)

1. 「環境 LDB」の利用に際し、「会員」が操作する端末において、「会員」の意思を確認する画面表示に対応する操作を行ったときは、「会員」がその画面表示の通りの意思表示を行ったものとみなします。
2. 「会員」は、自己の操作する端末において画面表示に対応する操作を行った場合、錯誤の主張をすることはできません。

第 15 条 (損害賠償)

「会員」の行為によって「ICSOF T」が何らかの損害を被った場合には、「ICSOF T」は被った全ての損害の賠償を当該「会員」に請求できるものとし、当該「会員」は賠償の責を免れないものとします。

第 16 条 (免責)

「ICSOF T」は、以下の場合においては、「会員」または「情報利用者」からのいかなる損害賠償の請求を免れるものとします。

1. 「会員」または「情報利用者」が「環境 LDB」の利用により損害を受けた場合
2. 「会員」または「情報利用者」が「環境 LDB」で提供される一切の情報に関して、これを使用したことに伴い何らかの損害を受けた場合
3. 「会員」または「情報利用者」が第 5 条第 2 項により会員資格を中断または取り消されたことに伴い何らかの損害を受けた場合
4. 「会員」または「情報利用者」が第 9 条第 2 項により「ICSOF T」が「ID 等」の一時的な使用停止の措置を取ったことに伴い何らかの損害を受けた場合
5. 「会員」または「情報利用者」が第 12 条によりサービスの中断または遅延が発生したことに伴い何らかの損害を受けた場合
6. 「会員」または「情報利用者」が第 13 条によりサービスが中止されたことに伴い何らかの損害を受けた場合

第 17 条 (個別契約の優先)

「会員」が「環境 LDB」の利用について「ICSOF T」と個別の契約を締結する場合は、個別の契約の内容が「本規約」の内容に対して優先して適用されるものとします。

第 18 条 (準拠法)

「本規約」の実施に当たって適用する法律は、日本の国内法とします。

第 19 条 (合意管轄)

「会員」と「ICSOFIT」の間で訴訟の必要が生じた場合は、「ICSOFIT」の本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属合意管轄とします。

以上